

# 柴田町特定事業主行動計画

柴田町長  
柴田町議会議長  
柴田町教育委員会  
柴田町選挙管理委員会  
柴田町代表監査委員  
柴田町農業委員会

## 総論

### 1 目的

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針に掲げられた基本的視点を踏まえつつ、職員が仕事と子育ての両立を図ることができるよう、職員のニーズに即した次世代育成支援対策を計画的かつ着実に推進するため、本行動計画を策定し、公表することとする。

### 2 計画期間

平成17年4月1日から平成22年3月31日までの5年間

### 3 計画の推進体制

次世代育成支援対策に関する管理職や職員に対する情報提供等を実施する。

啓発資料の作成・配布・研修・講習の実施等により、行動計画の内容を周知徹底する。

本計画の実施状況については、各年度ごとに、行動計画の対策の実施や計画の見直し等を図る。

## 具体的な内容

### 1 職員の勤務環境に関するもの

#### (1) 妊娠中及び出産後における配慮

母性保護及び母性健康管理の観点から設けられている特別休暇等の制度について周知徹底を図る。

(実施時期；平成17年度から)

出産費用の給付等の経済的支援措置について周知徹底を図る。

(実施時期；平成17年度から)

妊娠中の職員の健康や安全に配慮し、業務分担の見直しを行う。

(実施時期；平成20年度から)

妊娠中の職員に対しては、本人の希望に応じ、超過勤務を原則として命じない

こととする。

(実施時期；平成 18 年度から)

(2) 子ども出生時における父親の休暇の取得の促進

父親が子どもの出生時に 2 日間の休暇の取得促進について周知徹底を図る。

(実施時期；平成 17 年度から)

子どもの出生時における父親の特別休暇及び年次休暇の取得促進について周知徹底を図る。

(実施時期；平成 18 年度から)

(3) 育児休業等を取得しやすい環境の整備等

ア 育児休業及び部分休業制度等の周知

育児休業等に関する資料を各課所局に通知・配布し、制度の周知を図るとともに、特に男性職員の育児休業等の取得促進について周知徹底を図る。

(実施時期；平成 18 年度から)

妊娠を申し出た職員に対し、個別に育児休業等の制度・手続について説明を行う。

(実施時期；平成 18 年度から)

研修等において、育児休業制度等の制度説明を行う。

(実施時期；平成 19 年度から)

イ 育児休業及び部分休業を取得しやすい雰囲気醸成

育児休業の取得の申出があった場合、事例ごとに当該所属(課・所・局及び各施設等)において業務分担の見直しを行う。

(実施時期；平成 19 年度から)

庁議・事務連絡会議の場において、総務課から定期的に育児休業等の制度の趣旨を徹底させ、職場の意識改革を行う。

(実施時期；平成 19 年度から)

ウ 育児休業を取得した職員の円滑な職場復帰の支援

育児休業中の職員に対して、休業期間中の広報紙や通知等の送付等を行う。

(実施時期；平成 18 年度から)

エ 育児休業に伴う臨時的任用制度の活用

所属内の人員配置等によって、育児休業中の職員の業務を遂行することが困難なときは、臨時的任用制度の活用による適切な代替要員の確保を図る。

(実施時期；平成 18 年度から)

オ その他

早出・遅出勤務を行っている職場においては、保育園送迎等を行う職員に配慮して勤務時間を割り振る。

(実施時期；平成 18 年度から)

以上のような取組を通じて、育児休業等の取得率をアップするものとする。

(4) 超過勤務の縮減

ア 小学校就学始期に達するまでの子どものいる職員の深夜勤務及び超過勤務の制限の制度の周知

小学校就学始期に達するまでの子どものいる職員の深夜勤務及び超過勤務を制限する制度について周知徹底を図る。

(実施時期；平成 19 年度から)

イ 一斉定時退庁日等の実施

定時退庁日を設定し、しばた PS 等により注意喚起を図るとともに、管理・監督職員による定時退庁の率先垂範を行う。

(実施時期；平成 17 年度から)

所属長の指導により、所属する職員の定時退庁の実施徹底を図る。

(実施時期；平成 17 年度から)

定時退庁ができない職員が多い所属について指導徹底を図る。

(実施時期；平成 18 年度から)

ウ 事務の簡素合理化の推進

各職員には業務処理計画表を作成させ、効率的な業務遂行の促進を図る。

(実施時期；平成 18 年度から)

新たに行事等を実施する場合には、目的、効果、必要性等について十分検討の上実施し、併せて、既存の行事等との関係を整理し、代替的に廃止できるものは廃止する。

(実施時期；平成 18 年度から)

会議・打合せについては、極力電子メール、電子掲示板を活用する。

(実施時期；平成 17 年度から)

エ 超過勤務の縮減のための意識啓発等

超過勤務の上限の目安時間の設定等を内容とする超過勤務縮減のための指針を策定する。

(実施時期；平成 17 年度から)

各課・所・局ごとの超過勤務の状況を、総務課で把握できるようにし、超過勤務の多い職場の管理職からのヒアリングを行った上で、注意喚起を行う。

(実施時期；平成 18 年度から)

総務課は、各課・所・局ごとの超過勤務の状況及び超過勤務の特に多い職員の状況を把握して管理職員に報告し、管理職員の超過勤務に関する認識の徹底を図る。

(実施時期；平成 18 年度から)

超過勤務縮減の取組の重要性について、管理職を含む職員への意識啓発を図る。

(実施時期；平成 19 年度から)

各所属における超過勤務縮減のための取組事例を収集し、事例集の作成・配布を行う。

(実施時期；平成 20 年度から)

#### オ その他

超過勤務の多い職員に対する健康面の助言指導を行う。

(実施時期；平成 17 年度から)

以上のような取組を通じて、各職員の 1 年間の超過勤務時間数について、超過勤務縮減のための指針に定める上限目安時間の 16000 時間の達成に努める。

### (5) 休暇の取得の促進

#### ア 年次休暇の取得の促進

職員が年間の年次休暇取得目標日数を設定し、その確実な実行を図る。

(実施時期；平成 18 年度から)

庁議等の場において、総務課から定期的に休暇の取得促進を徹底させ、職場の意識改革を行う。

(実施時期；平成 17 年度から)

所属に対して、部下の年次休暇の取得状況を把握させ、計画的な年次休暇の取得を指導させる。

(実施時期；平成 17 年度から)

総務課による取得状況の確認を行い、取得率が低い所属の管理職からヒアリングを行った上で、注意喚起を行う。

(実施時期；平成 18 年度から)

休暇取得促進キャンペーン等を実施し、取得促進の周知を図る。

(実施時期；平成 19 年度から)

安心して職員が年次休暇の取得ができるよう、事務処理において相互応援ができる体制の整備づくりを促進する。

(実施時期；平成 20 年度から)

#### イ 連続休暇等の取得の促進

子どもの予防接種実施日や授業参観日における年次休暇の取得促進を図る。

(実施時期；平成 19 年度から)

国民の祝日や夏季休暇とあわせた年次休暇の取得促進を図る。

(実施時期；平成 17 年度から)

勤続 10 周年等の節目に、年次休暇を利用した 1 週間以上のメモリアル休暇の取得促進を図る。

(実施時期；平成 20 年度から)

年 1 回、年次休暇を利用した 1 週間のリフレッシュ休暇の取得促進を図る。

(実施時期；平成 18 年度から)

ゴールデン・ウィークやお盆期間における公式会議の自粛を行う。

(実施時期；平成 17 年度から)

以上のような取組を通じて、職員 1 人当たりの年次休暇の取得を対前年比で 10% 増加させる。

#### ウ 子どもの看護を行う等のための特別休暇の取得の促進

子どもの看護休暇等の特別休暇を周知するとともに、その取得を希望する職員に対して、取得しやすい雰囲気醸成を図る。

(実施時期；平成 17 年度から)

### (6) 転勤における配慮

異動を命じる場合、人事異動希望調書による職員との面談により、子育ての状況に応じた人事上の配慮を行う。

(実施時期；平成 18 年度から)

### (7) 職場優先の環境や固定的な性別役割分担意識等の是正のための取組

セクシュアル・ハラスメント防止のための研修会を開催する。

(実施時期；平成 20 年度から)

「特定職員による職場でのお茶くみ廃止」等について周知徹底を図る。

(実施時期；平成 17 年度から)

## 2 その他の次世代育成支援対策に関する事項

### (1) 子ども・子育てに関する地域貢献活動

#### ア 子どもの体験活動等の支援

子どもが参加する地域の活動に敷地や施設を提供する。

(実施時期；平成 18 年度から)

子どもが参加する学習会等の行事において、職員が専門分野を活かした指導を

実施する。

（実施時期；平成 19 年度から）

イ 子どもを交通事故から守る活動の実施や支援

交通事故予防について綱紀肅正通知による呼びかけを実施する。

（実施時期；平成 17 年度から）

公用車の運転手に対し、交通安全講習会の実施や専門機関等による安全運転に関する研修の受講を支援する。

（実施時期；平成 17 年度から）

ウ 安全で安心して子どもを育てられる環境の整備

子どもを安全な環境で安心して育てることができるよう、地域住民等の自主的な防犯活動や少年非行防止、立ち直り支援の活動等への職員の積極的な参加を支援する。

（実施時期；平成 18 年度から）

以上